

## 「高校改革～夢に挑戦する学び～実施方針」について

平成 30 年 9 月 19 日  
長野県教育委員会

平成 30 年(2018 年) 3 月 29 日の教育委員会定例会において「高校改革 ～夢に挑戦する学び～実施方針 (案)」(以下「(案)」という。)を公表して以降、パブリックコメント、6 月県議会における議論等をとおしていただいたご意見やご要望について慎重に検討し、「高校改革 ～夢に挑戦する学び～ 実施方針」を策定しました。

(案) から変更した主な点とその理由は以下のとおりです。

ページ	主な変更点と変更理由
6 8	(案) では、「生徒受入れ方針」という名称を用いましたが、「生徒募集方針」と変更し、入学を希望する生徒にとって進路選択の一助となるメッセージであることをより明確にしました。
12～16 22 63	(案) (P12～16) に記載しましたモデル校については、指定時期を一次と二次の 2 回に分け協議会の意見を踏まえた指定ができるようにするとともに、指定する前 1 年間は指定候補校として、内容検討・準備を行うようにし、併せて、モデル校の名称について趣旨や目的がわかりやすいものに変更しました。
17	今年度から、通級指導教室を東御清翔高校と箕輪進修高校に設置したことを示しました。
21 23 61～62	「基本構想」で示した再編に関する基準等(P16～P20)について、「協議会」の検討が行われている間に高校が再編対象となることを避けるために、全県の「再編・整備計画」が策定された後の 2021 年度から適用を開始することとしました。 また、全地区で「協議会」による検討がなされることから、「基本構想」で示した将来検討基準(P20)については、廃止することとしました。
22～23	「協議会」の概要・構成員等について記載しました。 その際、地域振興局長、中学校や高校の校長会長、小中学校の P T A の代表を望ましい構成員としました。

※ページ欄は「高校改革～夢に挑戦する学び～実施方針」の該当ページを示しています。

※表中の「基本構想」は「学びの改革 基本構想」を指しています。